

改正地域交通法の施行に向けた関係法令・ガイドラインの整備について

改正地域交通法施行（10/16）に向け、以下の通り、関係法令やガイドラインの整備を行い、9/18に公布・公表。

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の改正

今般、創設した自動車地域旅客運送サービス再構築事業について、事業者選定方法、同事業の実施計画の記載事項や同意を得る者について定める等の改正を実施。

○ 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針の変更

地域の輸送資源のフル活用に関する事項、地方公共団体の機能・役割の補完・強化に関する事項、モビリティ・データ利活用に関する事項等の記載を追加。

【参考】https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html

○ 道路運送法施行規則の改正

「交通政策審議会 地域公共交通部会 とりまとめ（令和7年12月）」を踏まえ、輸送需要の広域化や市町村における担い手不足への対応として、公共ライドシェアの実施主体に都道府県や一部事務組合などを追加する等の改正を実施。

【参考】https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

○ 「モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン」の策定

関係事業者や有識者から構成される「モビリティ・データの活用推進に向けた検討会」の検討を踏まえ、モビリティ・データについて、地方公共団体等の関係者の収集を容易にし、かつ、保有者が安心してデータ提供できる環境を整えるため、ガイドラインを策定。

【参考】https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html